

令和6年4月から

葛飾区特定就職困難者 雇用促進奨励金のご案内

葛飾区では、国が実施する「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」(※)の支給決定を受けた区内事業主で、区内住所を有する方を雇用した場合に、奨励金を支給しています。

(※)特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)とは

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する国の助成金です。詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#)⇒



奨励金の交付額		区分に応じて、対象労働者1人につき、以下の金額を対象期ごとに事業主に支給します。		
区分		国の助成額 [A]	区の支給額 [B]	合計額 [A + B]
短時間労働者 以外	高年齢者(60歳以上)、 母子家庭の母等	30万円/期	15万円/期	45万円/期
	重度障害者等を除く 身体・知的障害者	30万円/期	15万円/期	45万円/期
	重度障害者等	40万円/期	20万円/期	60万円/期
短時間労働者	高年齢者(60歳以上)、 母子家庭の母等	20万円/期	10万円/期	30万円/期
	重度障害者等を除く 身体・知的・精神障害者	20万円/期	10万円/期	30万円/期

※特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)の額に奨励金の額を加えた額が、対象事業者雇用期間に対象就労者に対して支払う賃金の総額を超えるときは、当該賃金の総額から特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)の額を差し引いた額を交付します。

※国の助成金は、6か月間で1期間とする支給対象期ごとに支給されます。

**交付対象の要件、交付申請方法、問合せ先
については裏面をご確認ください。**

2024.4.1更新



交付対象の要件

次に掲げるそれぞれの要件をすべて満たすこと。

事業主	区内に事業所があること
	国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」の支給決定を受けていること
	法人都民税(個人の場合は特別区民税・都民税)を滞納していないこと
	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
労働者	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定を受けた日において、対象事業主の事業所(区内)に勤務する者であって、かつ、 <u>今後も継続して対象事業主の事業所に勤務する予定の者であること</u> (後日、雇用状況を確認させていただくことがあります)
	区への申請日に区内に住所を有する者であること

交付申請方法

国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」の支給決定を受けてから3か月以内(厳守)に区へ必着で、以下の必要書類を下記申請先まで郵送にて提出してください。

- ① 葛飾区特定就職困難者雇用促進奨励金交付申請書(第1号様式)
※申請書は区ホームページからダウンロードすることができます。
- ② 国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)支給申請書の写し
※ハローワークの受理印の有無は問いません。
- ③ 国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)支給決定通知書の写し
- ④ 国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)申請時に提出した貸金台帳の写し
- ⑤ 対象事業主の法人都民税(個人の場合は特別区民税・都民税)の納税証明書の原本
- ⑥ 対象労働者の住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し等)
※運転免許証の写しを提出される場合は、裏面の写しも添付してください。
- ⑦ **返信用封筒(切手が貼られたもの)**
※交付決定後、案内文、交付決定通知、請求書を送付します(A4 3枚)。

申請受付・問合せ先

産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号 テクノプラザかつしか1階

☎03-3838-5556(平日午前8時半から午後5時まで)



▲区ホームページ